

川口市ネーミングライツ導入に関する指針

1 趣旨

この指針は、市が所有する施設の愛称を決定する権利を団体等に付与する制度（以下「ネーミングライツ」という。）を円滑に導入し、その適正な運用を図るため、対象とする施設、募集の方法その他ネーミングライツに関する事項について、基本的な方針を定めるものである。

2 ネーミングライツの概要

(1) ネーミングライツの目的

施設の愛称を決定する権利（以下「命名権」という。）を市が有する貴重な資源ととらえ、命名権を団体等に付与することにより、団体等の広告の機会を拡大するとともに、市の新たな自主財源を確保し、もって地域経済活動の活性化と市財政の健全化に寄与することを目的とする。

(2) ネーミングライツの内容

ア 契約により命名権を取得した団体等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）は、当該ネーミングライツの対象とする施設について、企業名、商品名等を冠した愛称を付することができる。

なお、既存の名称標示板や案内板の変更、新たに必要とされる箇所への名称標示を行えるもので、当該施設に宣伝広告の掲示ができるものではない。

イ ネーミングライツパートナーは、命名権の対価として市に命名権料（金銭以外の役務、現物の提供を含む。）を支払う。

ウ 市は、原則として命名権料を当該施設の管理運営経費又は事業経費に充てることとする。

エ 市は、ネーミングライツによる愛称を市のホームページや広報かわぐちなどの情報媒体において積極的に使用し、その周知に可能な限り努めるものとする。ただし、条例等で定める施設の名称は変更しない。

3 ネーミングライツの対象となる施設

ネーミングライツは、次の各号のいずれかに該当する施設を対象とする。ただし、施設の性格から愛称を付することが適当でない施設（市役所庁舎、学校等）は、対象としない。

- (1) 多くの市民等が利用する施設で、ネーミングライツパートナーの広告効果が見込まれるもの
- (2) ネーミングライツを導入することにより利用者又は集客の増加が期待できる施設

4 応募できる者

政治団体・宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体並びに川口市広告掲載基準第4条に定める規制業種及び事業者を除き、応募することができる。

5 愛称の条件

愛称には、企業名、商品名等を冠することができる。ただし、次の条件を満たすものとする。

- (1) 施設のイメージを損なうことなく、市民や利用者が親しみやすいこと。
- (2) 愛称に使用する文字数は多すぎず、また、分かりやすいものとする。
- (3) 契約期間中、原則として愛称を変更しないこと。
- (4) 次の事項に該当しないこと。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- エ 政治性又は宗教性のあるもの
- オ 社会問題についての主義主張のあるもの
- カ その他市の施設の愛称として適当でないもの

6 命名権料

市は、最低命名権料を、対象となる施設の規模、利用者数、参加者数、地理的要件等により、広告効果を総合的に勘案し、施設ごとに設定する。

7 ネーミングライツの期間及び使用始期

ネーミングライツの期間は原則5年間とし、使用始期は原則4月1日からとする。

8 募集方法等

ネーミングライツは、市が施設を特定してネーミングライツパートナーを募集する「施設特定募集型」と、団体等から施設を指定してネーミングライツパートナーとなることを提案する「施設提案募集型」とし、募集方法は以下のとおりとする。

- (1) ネーミングライツパートナーの募集は、すべて公募とし、市のホームページ及び広報かわぐち等に掲載することにより行う。
- (2) 市が指定する指定管理者が管理運営を行う施設の場合、その指定管理者がネーミングライツパートナーとなる意向が無いことを確認した後、公募を行うこととする。
- (3) 募集の時期は、募集、協議、契約、準備、周知等の各種手続に要する日数を考慮し、愛称の使用開始日の原則6ヶ月以上前とする。
- (4) 募集に当たっては、応募に必要な事項を記載した募集要項を作成し、募集要項に記載

する応募に必要な事項は、次のとおりとする。

施設特定募集型、施設提案募集型

①施設の概要、②最低命名権料、③愛称の使用期間、④愛称の条件、⑤費用負担、
⑥応募資格、⑦応募手続、⑧審査方法、⑨各種様式、⑩その他必要な事項

(5) 募集期間は、多くの団体等が応募できるよう、原則として1ヶ月以上の期間を設けるものとする。ただし、施設提案型の場合は、募集期間を3ヶ月以上とする。

(6) 応募に要する経費は、応募した団体等（以下「応募者」という。）の負担とする。

9 審査方法等

(1) ネーミングライツパートナーの選定に当たっては、川口市広告掲載要綱第5条第1項に基づき、募集ごとに川口市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を開催する。

(2) 審査会における審査事項

ア 施設特定募集型の場合は、応募者のうちネーミングライツパートナーとして最も適切な者（以下「優先交渉権者」という。）と次点交渉権者を決定する。

応募者が1者の場合であっても、審査会を開催し、応募者のネーミングライツパートナーとしての適否を判定する。

また、審査の結果、適切な者がいない場合は、交渉権者無しの判定を行う。

イ 施設提案募集型の場合は、提案内容を受け、公募により複数の応募機会を確保した上で、優先交渉権者と次点交渉権者を決定する。

なお、応募者が1者の場合や、適切な者がいない場合については、施設特定募集型と同様に取扱う。

(3) 審査の基準

ア 応募団体の適正（応募資格、応募者の安定性、継続性、社会性などについて）

イ 応募の趣旨（市のネーミングライツの目的との整合性について）

ウ 愛称（親しみやすさ、分かりやすさ、呼びやすさなどについて）

エ 命名権料（施設の有する広告効果との妥当性、市が準備に要する負担経費との妥当性について）

オ その他（施設の性格から選定基準となる事項について）

カ 契約実績（特定の団体等1者との契約が過多にならないような公平性の確保について）

10 契約の締結とネーミングライツパートナーの公表

優先交渉権者若しくは次点交渉権者との協議が整ったときは、ネーミングライツに関する契約を締結する。

契約の締結によりネーミングライツパートナーが決定したときは、施設の愛称、ネーミングライツパートナーの名称、ネーミングライツの期間等を市のホームページ及び広報かわ

ぐちに掲載することにより、速やかに公表する。

11 導入までの手続

ネーミングライツ導入の事務局は、施設の所管課とする。

「施設特定募集型」と、「施設提案募集型」の、それぞれの導入までの手続は、概ね次のとおりとする。

(1) 「施設特定募集型」

- ア 対象とする施設の決定
- イ 募集条件（命名権料、期間等）の決定及び募集要項の作成
- ウ ネーミングライツパートナーの募集
- エ 審査会の開催
- オ 優先交渉権者との協議
- カ ネーミングライツパートナー及び愛称の決定
- キ 契約の締結
- ク 施設の表示等の変更及び市民周知
- ケ 愛称の使用開始

(2) 「施設提案募集型」

- ア 団体等からの提案の募集
- イ 提案内容の確認
- ウ 募集条件（命名権料、期間等）の決定及び募集要項の作成
- エ ネーミングライツパートナーの募集
- オ 審査会の開催
- カ 優先交渉権者との協議
- キ ネーミングライツパートナー及び愛称の決定
- ク 契約の締結
- ケ 施設の表示等の変更及び市民周知
- コ 愛称の使用開始

12 契約の解除

契約期間中は契約を解除することはできない。ただし、ネーミングライツパートナーに、次のいずれかの事実が生じた場合は、市は契約期間中であっても、協議を行ったうえで、この契約を解除することができる。

なお、契約の解除が行われた場合の原状回復に係る費用については、ネーミングライツパートナーが負担する。

- (1) 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- (2) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。

- (3) 契約に違反したとき。
- (4) 国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産するおそれがあり、そのことにより命名権料の支払をすることができないと認められるとき。
- (5) 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

13 命名権料の返還等

「12 契約の解除」に基づく契約解除が行われた場合、市は、ネーミングライツパートナーが既に支払った命名権料を返還しないものとする。

また、災害その他の不可抗力等、双方の責に帰し得ない事由により、この契約を継続することができない場合、市は、既に支払われた命名権料のうち未履行分について、日割りにより計算のうえ、ネーミングライツパートナーに速やかに返還するものとする。

14 契約の変更

市及びネーミングライツパートナーは、災害その他やむを得ない事由により、この契約の履行に支障があると判断した場合には、双方協議のうえ、契約内容を変更することができる。

15 施行日

この指針は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和8年4月1日から施行する。